

## 資料6

## 台湾青森りんご友の会会則

### 第1章 総則

第1条 本会は台湾青森りんご友の会（以下「本会」という）と称する。

第2条 本会の地域は台湾国内とする。

第3条 本会は事務局を青森県りんご輸出協会内に置く。

第4条 本会は青森りんごの販売に寄与することを目的とし、このために会員相互の密接な連絡協調を図るとともに、青森りんごの販売改善施策に協力する。

### 第2章 会員

第5条 本会は青森りんごを取扱う台湾国内の青果物貿易会社並びに仲卸業者等で第4条の目的に賛同するものをもって組織する。

### 第3章 事業

第6条 本会は第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 りんごの販売促進に関すること
- 2 りんごの販売改善に関すること
- 3 りんごの販売情報収集及び情報交換に関すること
- 4 産地の関係団体と情報交換並びに相互の協力に関すること
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと

## 台湾青森りんご友の会の当面の運営方針

### 1 加入申込み

10月7日の意見交換会出席者に加入してもらう。  
(別紙申込書に記入)

### 2 情報収集並びに伝達

平成25年度を目標にホームページを開設する。  
当ホームページを介して、会員からの情報の収集を行う。  
また、産地側のりんご生産・流通に関する情報を伝達する。  
ホームページ開設までは、メールを活用した情報収集と提供を行う。  
メールアドレス (mail:kyohan@ca-ringo.jp)

### 3 情報交換会の開催

毎年1回を目標に、産地にりんご友の会代表者を招いて産地見学会と情報交換会を開催する。  
毎年1回を目標に、台湾において情報交換会を開催する。

### 4 会員向けキャンペーン

会員が対象となって実施する、青森りんご販売促進キャンペーン等を優先して実施できるよう支援する。

### 5 会員認定証の交付

会員に対して認定証を交付する。